

昭和38年度函館商丁会議所経費収支予算 総括(一般会計・特別会計)

科 目	38年度予算額	一般会計	法定台帳	商工技術相談所	総務部	比較増減(△)	備 考
1. 会 費	8,256,000	8,256,000			8,038,000	218,000	議員 79名 395万円 一般会員 4,306,000円
2. 特別会費	2,950,000	2,950,000			2,950,000	0	2,3号議員、正副会頭特別会費
3. 過年度会費	60,000	60,000			0	60,000	
4. 負担金	1,892,400		1,892,400		1,773,600	118,800	非会員特定商工業者 約 1,010名の約65% 収入見込 会 員特定商工業者 約 940名の約98%
5. 過年度負担金	6,000		6,000		6,000	0	
6. 補助金	5,300,000			5,300,000	4,730,000	570,000	道補助 3,440,160円 市補助 800,000円 在所負担 1,059,840円 (小規模事業指導事業に対する分)
7. 検 定 料	1,572,000			1,572,000	1,610,000△	38,000	商工技術事業の検定料等
8. 使用料・手数料	700,000	700,000			770,000△	70,000	貸事務室 一般貸室料 食堂使用料 証明料等
9. 雑 収 入	225,600	225,600			200,400	25,200	会報広告料 調査手当 刊行物売却其の他
10. 借 入 金	0	0			0	0	
11. 繰 越 金	1,350,000	1,350,000			1,600,000△	250,000	
合 計	22,312,000	13,541,600	1,898,400	1,572,000	5,300,000	21,678,000	634,000

支出の部

科目	38年度予算額	一般会計	法定台帳	商工技術	相談所	総括	比較増減(△)	備考
1.給 与 費	10,027,000	5,460,000	1,220,600	305,000	3,041,400	9,703,200	323,800	役職員 27名
(1)俸 給	6,768,000	3,772,400	815,600	200,000	1,980,000	6,616,800	151,200	本 俸
(2)諸 手 当	1,115,800	516,400	130,000	35,000	434,400	1,046,300	69,500	役手当 家族手当 石炭手当 暖房手当 通勤手当 日直料等
(3)賞 与	2,143,200	1,171,200	275,000	70,000	627,000	2,040,100	103,100	夏期年末賞与
2.福利厚生費	480,000	295,000	50,000	15,000	120,000	425,000	55,000	失業保険 健康保険 厚生年金 労災保険 慶弔見舞等
3.旅 費	530,000	530,000						
4.所 費	1,223,000	1,223,000				528,000	2,000	諸会議等出席出張旅費 市内交通費
(1)通 信 費	350,000	350,000				1,214,000	9,000	
(2)消 耗 品 費	160,000	160,000				262,500	87,500	電話料 郵便料
(3)図 書 費	190,000	190,000				129,500	30,500	事務用品 その他消耗品代
(4)印 刷 費	32,000	32,000				170,000	20,000	新聞 図書 雑誌代
(5)光 熱 費	190,000	190,000				40,000 △	8,000	諸規定 名簿等印刷代
(6)備 品 費	54,000	54,000				252,000 △	62,000	燃料代 (石炭 木炭 コークス ガソリン) 電灯料 ガス代 水道料
(7)保 險 料	43,000	43,000				80,000 △	26,000	
(8)借 地 料	96,000	96,000				50,000 △	7,000	建物什器の火災保険契約金2,200万円に対する掛金
(9)修 繕 費	108,000	108,000				96,000	0	本所敷地に対する分
5.会 議 費	250,000	250,000				134,000 △	26,000	
6.事 業 費	5,650,000	1,813,200	627,800	1,252,000	1,957,000	250,000	0	総会 常議員会 部会 委員会等助費
7.交 際 費	450,000	450,000				4,849,900	800,100	別紙事業計画書に基く経費
8.公 課 分 担 金	611,000	611,000				400,000	50,000	来客接待 議員等慶弔見舞 送別会記念品代 開店等御祝 懇親会其の他
9.交 付 金	1,059,840	1,059,840				548,100	62,900	市民税 日商 道商連会費
10.法定台帳関係費 振替金	1,105,200	1,105,200				1,000,000	59,840	小規模事業指導事業に対する本所負担金
11.退職資金繰入金	564,000	399,000				1,000,800	104,400	会費収入の内会員特定商工業者の負担金分振替
12.選 挙 費	0	0			165,000	551,400	12,600	本俸1ヶ月分積立
13.雑 費	270,000	253,400				0	0	議員選挙諸経費
14.予 備 費	91,960	91,960			16,600	230,000	40,000	町会費 その他 諸雑費
計	22,312,000	13,541,600	1,898,400	1,572,000	5,300,000	21,678,000	634,000	

昭和38年度月別事業実施予定

[illegible]

重点目標に6項目
広域経済都市の建設へ
38年度本会議所事業計画

同つて工業地帯の造成その他地方経済振興のための条件の整備強化を促進することによって基本方針とし、つぎの諸事項を重点目標としてその実現を期す。

第二 事業の重点目標

- 1 地域振興対策の推進
- 2 小規模事業者経営指導事業の強化
- 3 中小企業信用助成の強化促進
- 4 建設経済都市の建設と産業振興の整備促進
- 5 貿易振興と農林水産品の普及向上の推進
- 6 観光関連事業の振興

第三 事業実施概要

1 組織および運営の状況

1組組長及び事務局長を互選する。

1組の増加、財政の確立

市内商工業者の全員加入による組織の拡大強化と財政基盤の確立を図る。

2 事業概要

市議会および委員会活動の活動に際し、各委員の意見や建議、に対しは其中でその実現を図る、或は行政官と密に相談して答申する。

3 事業の重点目標

1 地域振興対策の推進

2 小規模事業者経営指導事業の強化

3 中小企業信用助成の強化促進

4 建設経済都市の建設と産業振興の整備促進

5 貿易振興と農林水産品の普及向上の推進

6 観光関連事業の振興

7 市議会及び委員会活動の強化

8 市内外の交流促進

9 市民の生活向上の推進

10 青少年の健全育成

11 高齢者の生活支援

12 障害者の生活支援

13 環境の整備

14 防災対策の推進

15 国際交流の推進

16 市民参加の推進

17 市民の生活向上の推進

18 市民の生活向上の推進

19 市民の生活向上の推進

20 市民の生活向上の推進

21 市民の生活向上の推進

22 市民の生活向上の推進

23 市民の生活向上の推進

24 市民の生活向上の推進

25 市民の生活向上の推進

26 市民の生活向上の推進

27 市民の生活向上の推進

28 市民の生活向上の推進

29 市民の生活向上の推進

30 市民の生活向上の推進

31 市民の生活向上の推進

32 市民の生活向上の推進

33 市民の生活向上の推進

34 市民の生活向上の推進

35 市民の生活向上の推進

36 市民の生活向上の推進

37 市民の生活向上の推進

38 市民の生活向上の推進

39 市民の生活向上の推進

40 市民の生活向上の推進

41 市民の生活向上の推進

42 市民の生活向上の推進

43 市民の生活向上の推進

44 市民の生活向上の推進

45 市民の生活向上の推進

46 市民の生活向上の推進

47 市民の生活向上の推進

48 市民の生活向上の推進

49 市民の生活向上の推進

50 市民の生活向上の推進

51 市民の生活向上の推進

52 市民の生活向上の推進

53 市民の生活向上の推進

54 市民の生活向上の推進

55 市民の生活向上の推進

56 市民の生活向上の推進

57 市民の生活向上の推進

58 市民の生活向上の推進

59 市民の生活向上の推進

60 市民の生活向上の推進

61 市民の生活向上の推進

62 市民の生活向上の推進

63 市民の生活向上の推進

64 市民の生活向上の推進

65 市民の生活向上の推進

66 市民の生活向上の推進

67 市民の生活向上の推進

68 市民の生活向上の推進

69 市民の生活向上の推進

70 市民の生活向上の推進

71 市民の生活向上の推進

72 市民の生活向上の推進

73 市民の生活向上の推進

74 市民の生活向上の推進

75 市民の生活向上の推進

76 市民の生活向上の推進

77 市民の生活向上の推進

78 市民の生活向上の推進

79 市民の生活向上の推進

80 市民の生活向上の推進

81 市民の生活向上の推進

82 市民の生活向上の推進

83 市民の生活向上の推進

84 市民の生活向上の推進

85 市民の生活向上の推進

86 市民の生活向上の推進

87 市民の生活向上の推進

88 市民の生活向上の推進

89 市民の生活向上の推進

90 市民の生活向上の推進

91 市民の生活向上の推進

92 市民の生活向上の推進

93 市民の生活向上の推進

94 市民の生活向上の推進

95 市民の生活向上の推進

96 市民の生活向上の推進

97 市民の生活向上の推進

98 市民の生活向上の推進

99 市民の生活向上の推進

100 市民の生活向上の推進

101 市民の生活向上の推進

102 市民の生活向上の推進

103 市民の生活向上の推進

104 市民の生活向上の推進

105 市民の生活向上の推進

106 市民の生活向上の推進

107 市民の生活向上の推進

108 市民の生活向上の推進

109 市民の生活向上の推進

110 市民の生活向上の推進

111 市民の生活向上の推進

112 市民の生活向上の推進

113 市民の生活向上の推進

114 市民の生活向上の推進

115 市民の生活向上の推進

116 市民の生活向上の推進

117 市民の生活向上の推進

118 市民の生活向上の推進

119 市民の生活向上の推進

120 市民の生活向上の推進

121 市民の生活向上の推進

122 市民の生活向上の推進

123 市民の生活向上の推進

124 市民の生活向上の推進

125 市民の生活向上の推進

126 市民の生活向上の推進

127 市民の生活向上の推進

128 市民の生活向上の推進

129 市民の生活向上の推進

130 市民の生活向上の推進

131 市民の生活向上の推進

132 市民の生活向上の推進

133 市民の生活向上の推進

134 市民の生活向上の推進

135 市民の生活向上の推進

136 市民の生活向上の推進

137 市民の生活向上の推進

138 市民の生活向上の推進

139 市民の生活向上の推進

140 市民の生活向上の推進

141 市民の生活向上の推進

142 市民の生活向上の推進

143 市民の生活向上の推進

144 市民の生活向上の推進

145 市民の生活向上の推進

146 市民の生活向上の推進

147 市民の生活向上の推進

148 市民の生活向上の推進

149 市民の生活向上の推進

150 市民の生活向上の推進

151 市民の生活向上の推進

152 市民の生活向上の推進

153 市民の生活向上の推進

154 市民の生活向上の推進

155 市民の生活向上の推進

156 市民の生活向上の推進

157 市民の生活向上の推進

158 市民の生活向上の推進

159 市民の生活向上の推進

160 市民の生活向上の推進

161 市民の生活向上の推進

162 市民の生活向上の推進

163 市民の生活向上の推進

164 市民の生活向上の推進

165 市民の生活向上の推進

166 市民の生活向上の推進

167 市民の生活向上の推進

168 市民の生活向上の推進

169 市民の生活向上の推進

170 市民の生活向上の推進

171 市民の生活向上の推進

172 市民の生活向上の推進

173 市民の生活向上の推進

174 市民の生活向上の推進

175 市民の生活向上の推進

176 市民の生活向上の推進

177 市民の生活向上の推進

178 市民の生活向上の推進

179 市民の生活向上の推進

180 市民の生活向上の推進

181 市民の生活向上の推進

182 市民の生活向上の推進

183 市民の生活向上の推進

184 市民の生活向上の推進

185 市民の生活向上の推進

186 市民の生活向上の推進

187 市民の生活向上の推進

188 市民の生活向上の推進

189 市民の生活向上の推進

190 市民の生活向上の推進

191 市民の生活向上の推進

192 市民の生活向上の推進

193 市民の生活向上の推進

194 市民の生活向上の推進

195 市民の生活向上の推進

196 市民の生活向上の推進

197 市民の生活向上の推進

198 市民の生活向上の推進

199 市民の生活向上の推進

200 市民の生活向上の推進

201 市民の生活向上の推進

202 市民の生活向上の推進

203 市民の生活向上の推進

204 市民の生活向上の推進

205 市民の生活向上の推進

206 市民の生活向上の推進

207 市民の生活向上の推進

208 市民の生活向上の推進

209 市民の生活向上の推進

210 市民の生活向上の推進

211 市民の生活向上の推進

212 市民の生活向上の推進

213 市民の生活向上の推進

214 市民の生活向上の推進

215 市民の生活向上の推進

216 市民の生活向上の推進

217 市民の生活向上の推進

218 市民の生活向上の推進

219 市民の生活向上の推進

220 市民の生活向上の推進

221 市民の生活向上の推進

222 市民の生活向上の推進

223 市民の生活向上の推進

224 市民の生活向上の推進

225 市民の生活向上の推進

226 市民の生活向上の推進

227 市民の生活向上の推進

228 市民の生活向上の推進

229 市民の生活向上の推進

230 市民の生活向上の推進

231 市民の生活向上の推進

232 市民の生活向上の推進

233 市民の生活向上の推進

234 市民の生活向上の推進

235 市民の生活向上の推進

236 市民の生活向上の推進

237 市民の生活向上の推進

238 市民の生活向上の推進

239 市民の生活向上の推進

240 市民の生活向上の推進

241 市民の生活向上の推進

242 市民の生活向上の推進

243 市民の生活向上の推進

244 市民の生活向上の推進

245 市民の生活向上の推進

246 市民の生活向上の推進

247 市民の生活向上の推進

248 市民の生活向上の推進

249 市民の生活向上の推進

250 市民の生活向上の推進

251 市民の生活向上の推進

252 市民の生活向上の推進

253 市民の生活向上の推進

254 市民の生活向上の推進

255 市民の生活向上の推進

256 市民の生活向上の推進

257 市民の生活向上の推進

258 市民の生活向上の推進

259 市民の生活向上の推進

260 市民の生活向上の推進

26

新産都市地区指定と

[illegible]

新入従業員対策

[illegible]

質 問 案

ますが、確定申告につきましても、貸倒れは発生しているのに限りは従つてよい傾向がありながら、よく検討されて正しいもの、申告を期限におこなひ下さい。

また中間決定申告に際しては受取配当の記載も必要です。受取配当は借主の利益と控除額（控除不算入額）計算が別れているります。また昭和三七一年後に受取配当の法人は受取配当金の計算が別れているります。

売掛金等の貸倒れに依償債引金という特別なところがあるのでお知らせ下さい。（新川町生）

【答】貸金の貸倒れ判定基準は基本判定「一六」に定められた税務官庁が法律にも経済的にも全く回収の見込みとなつたと認められ貸倒れとして認めらるゝことが、この金勘定とし賃借対照表の貸倒れの部に入

算等には期限内に提出することになつておりますが、事業概況説明書、勘定科目明細帳及び交際費等の内訳明細表など、申告書の添付書類として提出して下さいませう。

四、法人租額の延納や申請に届ける場合は、必期限内に精すべき金額および納付期限を知らぬようにして下さいます。納付期が過したとしても、この特典は不承認となりますので十分御注意下さい。

確定申告の状況
三十七年度確定申告の状況は別表のとおりであります。が税務署には唯今資料総合事務所として各種資

実情にふかなことにもなりまします。依償債引金と金勘定を規定することに、形式基準が定められました。

この特例適用によれば債権者が、次に掲げるような事実が発生した場合、その最終処理の確定を持たず、その事実の発生と同時に、その債権者に対しし有する債権金額の一〇〇分の五〇を限度として法上の任意の額を貸倒れとして処理することが出来なす。

ただ、これは最終処理が確定されたもの、暫定的なものとして扱われ、依償債引金を決定して除却せず、依償債引金の貸倒れとし賃借対照表の貸倒れの部に入

税
早やわかり教室

教室

料を総合し、申告の内容が正否について検討していただきます。ところが「その他所得」、いわゆる配当、不動産所得、二カ所以上から給与を受けている方連で、申告もれや無申告の方が多数且受けらる。これら「その他所得」のある方は全額確定申告期日までに必ず申告するようお願いいたします。